令和４年１０月２７日・２８日

産業廃棄物最終処分場計画特別委員会

赤穂市、上郡町視察調査

	令和４年１０月２７日	令和４年１０月２８日
視察地	兵庫県赤穂市	兵庫県上郡町
視察目的	産業廃棄物最終処分場建設反対議員連盟の取り組み	参拝処分場に係る住民投票条例について
参加者	◎中筬博之　○中谷省吾 ・倉田博之　・松山篤夫　・中田清介	
事務客	・石原直樹	

赤穂市議会「産業廃棄物建設反対議員連盟」の取り組み

〇視察日：令和４年１０月２７日

〇対応：赤穂市議会　山田正弘議長

同　　前田久志副議長

同　　家入時治（ｲｴｲﾘﾄｷﾊﾙ）議員

赤穂市議会　東南難武事務局長

〇当日の質問事項

1. 議員連盟について
   (1) 議員連盟を設立することとなった経緯について
   (2) これまでの議員連盟の主な取り組みについて
   (3) 議会の活動、議員の活動や連絡会の活動とのすみわけは
   (4) 議員連盟を設立されたことで、効果的だと感じられたことは
   (5) 市民の議員連盟に対する認知度について
2. 管理型最終処分場の管理体制について
   (1) 管理型最終処分場の信頼度については
   (2) 計画されている管理体制をどの程度把握されていますか
   (3) 埋め立て終了後の管理体制について、どの程度把握されていますか
3. 今後の取り組みについて
   (1) 議員連盟の今後の取り組みにつて
   (2) 今後課題と考えてお見えになることは

○質問事項に対する回答など

赤穂市議会産業廃棄物建設反対議員連盟の取組みについて

はじめに

✓ H24年10月福浦地区（沿岸採石場跡地）に産廃最終処分場建設計画が進んでいることが判明。同年11月には西有年地区（山間部）にも産廃最終処分場建設計画が持ち上がっていることが上郡町（隣町）から判明。✓

H25年10月18日、25日民生生活委員会協議会で計画概要、設置計画について市より説明を受ける。

H25年10月、連合自治会と議会の懇談会で産廃最終処分場について意見交換。

H25年11月から、連合自治会や各種団体から産廃最終処分場建設反対陳情所が議会へ提出される。

H25年12月12日本会議で「福浦地区の産業廃棄物最終処分場の設置に反対する意見書」を全会一致で可決し、同月17日、兵庫県西播磨県民局へ提出される。

同月24日大阪湾フェニックス計画・神戸沖埋め立て処分場を視察。

同月26日赤穂市自治会連合会が反対署名26,895筆を西播磨県民局へ提出。

同月27日赤穂市自治会連合会が「赤穂市産業廃棄物最終処分場（管理型）建設計画に反対する要望書が議会に出される。

H26年1月議員研修会開催、正副議長が産廃問題を抱える他市との意見交換会。

同年2月議長により、反対運動の核となる組織作りに着手。同年3月「福浦地区産業廃棄物最終処分場建設反対赤穂市民の会」を設立することを決定。翌年まで設立準備の会議が議長団、連合自治会等で開催された。

H27年2月7日、総会・決起集会が約400人の市民が参集して開催された。

略称「市民の会」に市議会議員連盟として加盟し、正副議会運営委員長が当て職として理事、監事となる。（正副議長は、参与の位置付け）

これから約3年間は、市民の会正副会長会に正副議長が参与として出席、理事会には理事と監事、参与として正副議長が出席してきた。

しかし、理事として議会・議員連盟への報告等が決まっているわけではなく、「市民の会」と議会・議員が情報を共有し、活動するには「市議会議員連盟連絡会」を設置する必要があった。

ここでは､Ｈ２４年１０月に発覚した沿岸部採石場跡地である福浦地区の産廃最終処分場計画に加え、西有年地区（山間部）にも建設計画が持ち上がっていることが上郡町から判明。その経過が示されています。
又、議員連盟のあり方については､・議員相互の認識を深める､・市民の会との連携､・原則非公開（情報管理の為）を定めています。､

○西有年地区産業廃棄物最終処分場（管理型）の計画概要

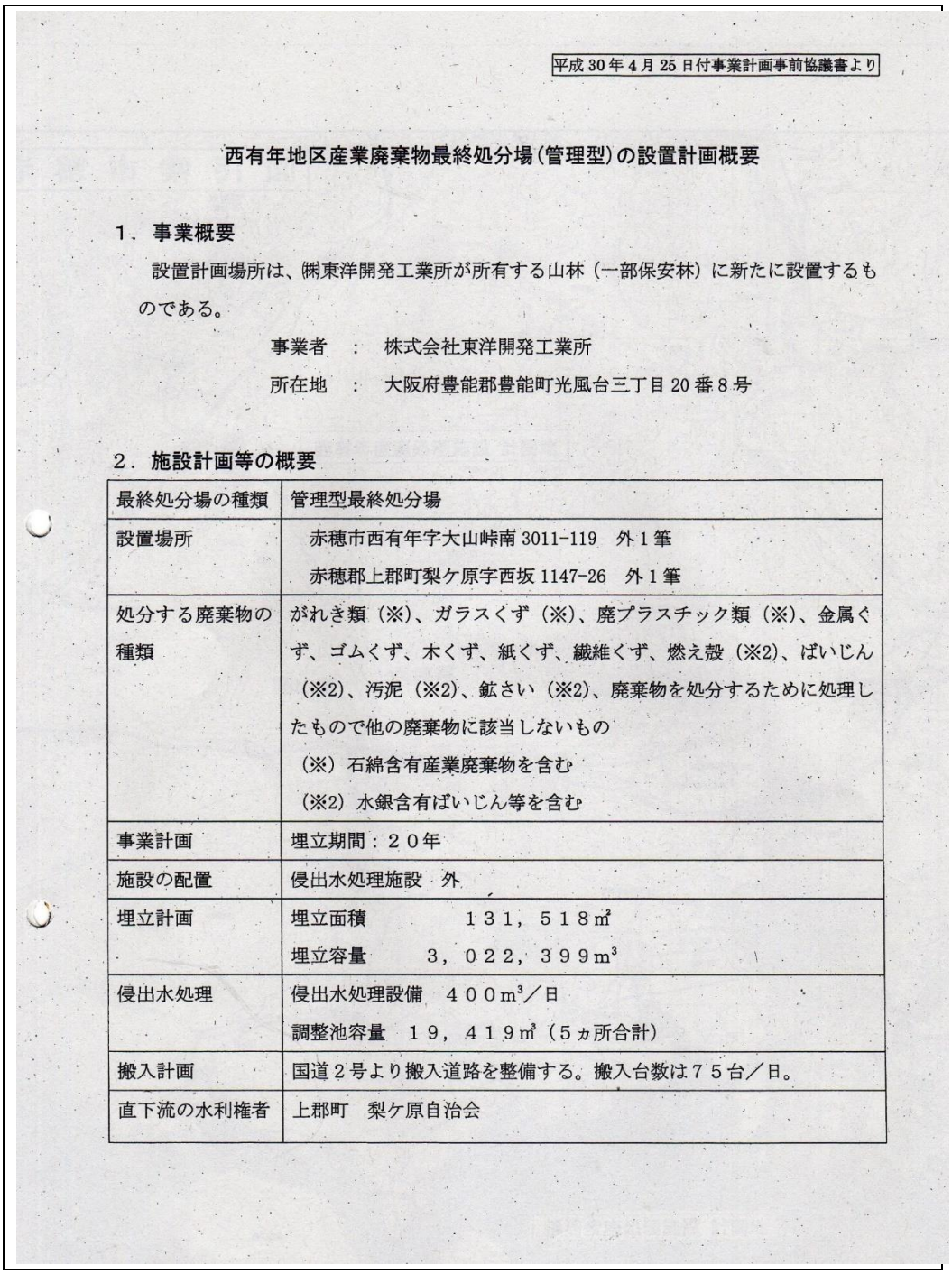

平成30年4月25日付事業計画事前協議書より

西有年地区産業廃棄物最終処分場(管理型)の設置計画概要

1．事業概要

設置計画場所は、㈱東洋開発工業所が所有する山林（一部保安林）に新たに設置するものである。

事業者　：　株式会社東洋開発工業所

所在地　：　大阪府豊能郡豊能町光風台三丁目20番8号

2．施設計画等の概要

最終処分場の種類	管理型最終処分場
設置場所	赤穂市西有年字大山峠南3011-119　外1筆 赤穂郡上郡町梨ケ原字西坂1147-26　外1筆
処分する廃棄物の種類	がれき類（※）、ガラスくず（※）、廃プラスチック類（※）、金属くず、ゴムくず、木くず、紙くず、繊維くず、燃え殻（※2）、ばいじん（※2）、汚泥（※2）、鉱さい（※2）、廃棄物を処分するために処理したもので他の廃棄物に該当しないもの （※）石綿含有産業廃棄物を含む （※2）水銀含有ばいじん等を含む
事業計画	埋立期間：２０年
施設の配置	侵出水処理施設　外
埋立計画	埋立面積　１３１，５１８㎡ 埋立容量　３，０２２，３９９m³
侵出水処理	侵出水処理設備　４００m³／日 調整池容量　１９，４１９㎥（５ヵ所合計）
搬入計画	国道２号より搬入道路を整備する。搬入台数は７５台／日。
直下流の水利権者	上郡町　梨ケ原自治会

こちらは西有年地区の計画事業概要です。廃棄物の種類、埋め立て期間、埋め立て面積、埋め立て容量（面積131.518㎡、埋め立て容量3,0222.399㎥）、侵出水処理、調整池要領、搬入計画などを見ていただけます。

搬入台数は７５台/日となっています。石綿含有産業廃棄物や水銀含有ばいじんを含む廃棄物を含む内容です。

○計画地の地図

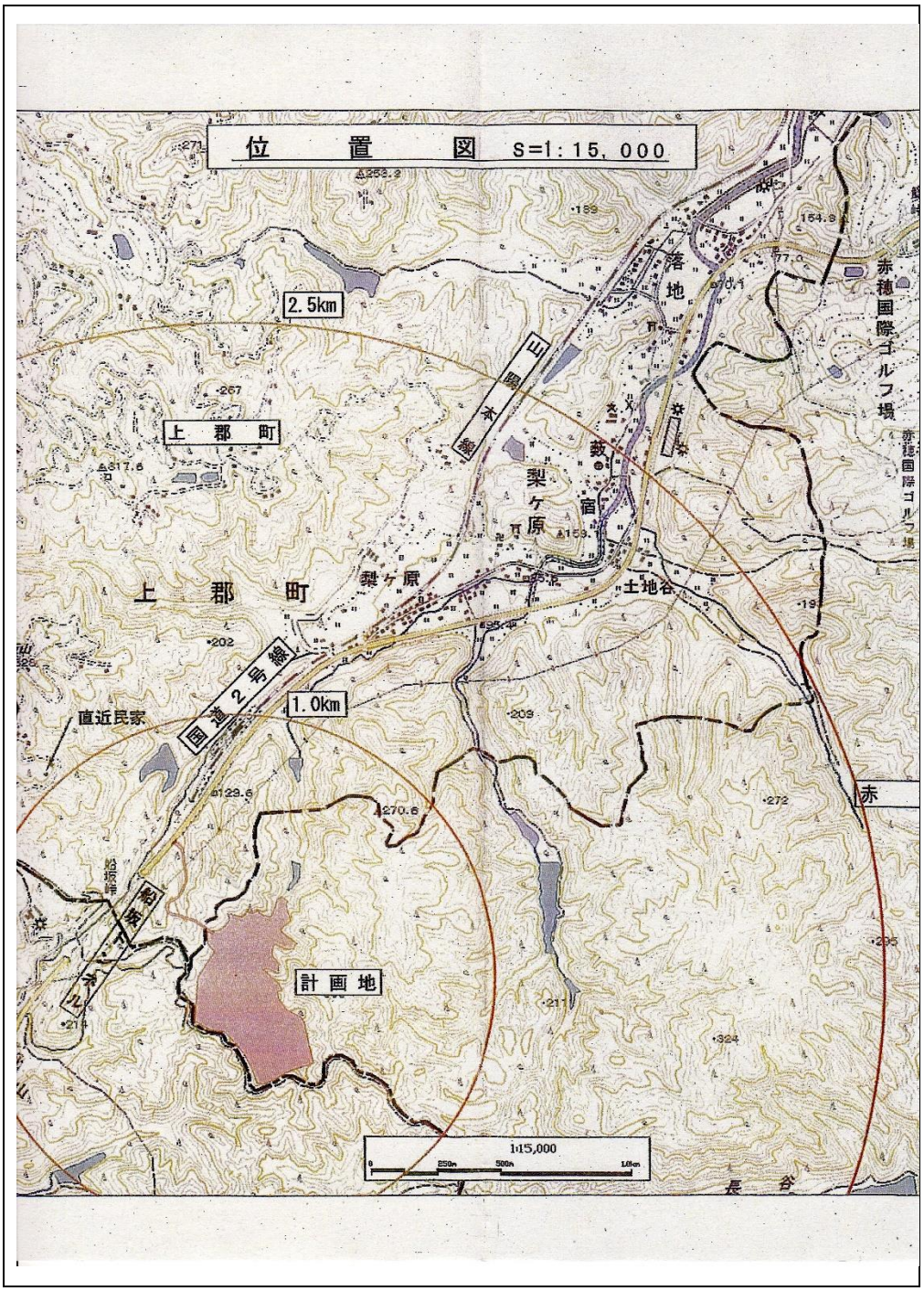

ここでは計画地の位置関係を示しています。

計画地は　赤穂市西有年字大山峠南外１筆

赤穂群上郡町梨ケ原字西坂外１筆

とあり、上郡町では反対運動を住民投票条例の制定につなげています。赤穂市では市議会が全員一致して反対の立場ですが、上郡町では一部過疎地域としての地域振興に期待する賛成意見があり、住民投票条例制定の制定への運動に繋がりました。。

○反対運動チラシなどの配布について

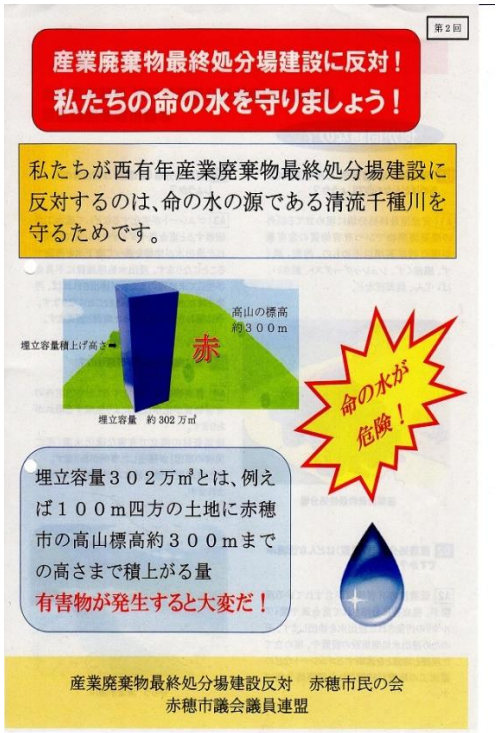
第２回

産業廃棄物最終処分場建設に反対！
私たちの命の水を守りましょう！

私たちが西有年産業廃棄物最終処分場建設に反対するのは、命の水の源である清流千種川を守るためです。

命の水が危険！

埋立容量３０２万㎥とは、例えば１００m四方の土地に赤穂市の高山標高約３００mまでの高さまで積上がる量
有害物が発生すると大変だ！

産業廃棄物最終処分場建設反対　赤穂市民の会
赤穂市議会議員連盟

産業廃棄物建設反対 Qアンド A

産業廃棄物最終処分場建設反対 赤穂市民の会
赤穂市議会議員連盟

何が問題なの？

Q1 産廃処分場（管理型）に持ち込まれるものはどんなものでしょうか？

A1 安定型最終処分場に埋め立てる以外の産業廃棄物でかつ有害物質の含有量が埋立判定基準以下のもの。汚泥、紙くず、繊維くず、シュレッダーダスト、鉱さい、ばいじん、焼却灰など。

産業廃棄物最終処分場

Q2 産廃処分場（管理型）はどんな仕組みですか？

A2 低濃度の有害物質が含まれている産廃が、埋立後に分解されて重金属や酸・アルカリの汚染された浸出水を排出します。そのため浸出水処理施設の設置や、埋め立てた産廃と地盤とを遮断するゴムシートなどの遮水工の施設が設置された産廃処分場です。

Q3 産廃処分場（管理型）は安全なのでしょうか？

A3 ゴムシートが劣化するなどして遮水工が破損すると重金属やダイオキシン等で汚染された浸出水が地盤を通って地下水を汚染することになります。浸出水処理施設に不具合が生じて未処理のまま水が排出されれば、汚染された水が川に流れ込むことになります。命に関わる危険性をもった施設と言えます。

Q4 産業廃棄物の何が問題なの？

A4 廃棄物を混合埋立することで想定外の有害物質が化学反応により生成する恐れがあります。
建築資材の埋立で有害な硫化水素（死亡災害の原因）が発生した事例があります。
また焼却灰や燃え殻にはダイオキシンが含まれます。

守ろう 清流千種川

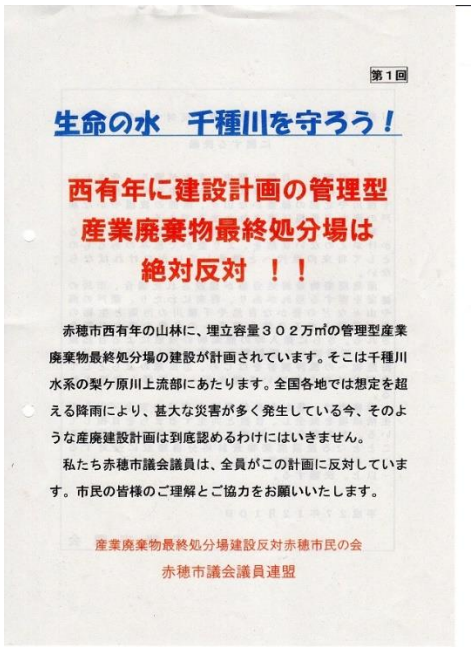
第１回

生命の水　千種川を守ろう！

西有年に建設計画の管理型
産業廃棄物最終処分場は
絶対反対　！！

赤穂市西有年の山林に、埋立容量３０２万㎥の管理型産業廃棄物最終処分場の建設が計画されています。そこは千種川水系の梨ケ原川上流部にあたります。全国各地では想定を超える降雨により、甚大な災害が多く発生している今、そのような産廃建設計画は到底認めるわけにはいきません。

私たち赤穂市議会議員は、全員がこの計画に反対しています。市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

産業廃棄物最終処分場建設反対赤穂市民の会
赤穂市議会議員連盟

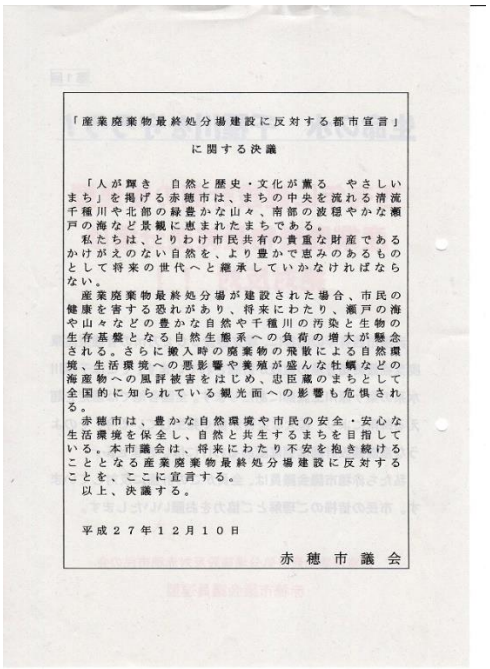
「産業廃棄物最終処分場建設に反対する都市宣言」

に関する決議

「人が輝き　自然と歴史・文化が薫る　やさしいまち」を掲げる赤穂市は、まちの中央を流れる清流千種川や北部の緑豊かな山々、南部の波穏やかな瀬戸の海など景観に恵まれたまちである。

私たちは、とりわけ市民共有の貴重な財産であるかけがえのない自然を、より豊かで恵みのあるものとして将来の世代へと継承していかなければならない。

産業廃棄物最終処分場が建設された場合、市民の健康を害する恐れがあり、将来にわたり、瀬戸の海や山々などの豊かな自然や千種川の汚染と生物の生存基盤となる自然生態系への負荷の増大が懸念される。さらに搬入時の廃棄物の飛散による自然環境、生活環境への悪影響や養殖が盛んな牡蠣などの海産物への風評被害をはじめ、忠臣蔵のまちとして全国的に知られている観光面への影響も危惧される。

赤穂市は、豊かな自然環境や市民の安全・安心な生活環境を保全し、自然と共生するまちを目指している。本市議会は、将来にわたり不安を抱き続けることとなる産業廃棄物最終処分場建設に反対することを、ここに宣言する。

以上、決議する。

平成２７年１２月１０日

赤穂市議会

ここでは赤穂市議会の活動について見ていただけます。どうしても公平性にこだわらなければならない行政とは異なり、建設反対の市民の会の立場に立った反対運動を、赤穂市議会議員連盟の会として行っています。特別委員会の設置には慎重な態度でした。

○市民への啓発チラシ

市民の皆さんと一緒に、自然●かな安心・安全なくらしを将来●の世代へ残していきましょう

産業廃棄物最終処分場（管理型）建設に　断固反対！！

私たち赤穂市議会議員連盟は、これからも産業廃棄物最終処分場建設反対赤穂市民の会（赤穂市民の会）と共に反対運動を続けます！（管理型産業廃棄物は、化学反応を起こしやすい多種の産業廃棄物です）

現在、建設計画進行中の管理型産業廃棄物最終処分場は市内に２ヶ所存在します。

西有年地区の山林には、埋立容量３０２万㎥の処分場建設計画が県との事前協議中です。

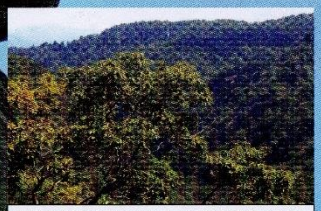
西有年山林の谷間は膨大な処分場建設予定地

西有年山林を上郡町船坂地区から見る

山林→上郡町梨ケ原川→安室川

福浦地区の海岸・採石場跡地にも２０４万㎥という大規模な管理型産業廃棄物最終処分場の設置計画があり、西有年地区よりも先行しています。

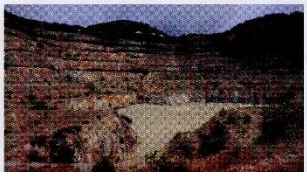

産業廃棄物最終処分場建設は、法律や条例で建設阻止ができるものではなく、赤穂市民の会や私たちと一緒に反対の市民運動を継続することが大切です。

有年楢原で左の安室川が右の千種川に合流

赤穂市議会議員連盟（18 名）は、

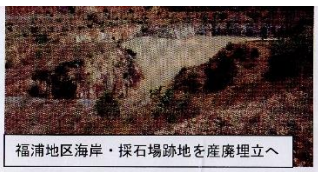
福浦地区海岸・採石場跡地を産廃埋立へ

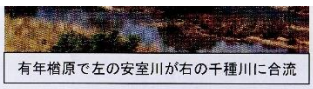
有年楢原で左の安室川が右の千種川に合流

赤穂市民の会の加盟団体として活動しています。

産業廃棄物最終処分場の許認可権者である兵庫県は、昨年８月に新たに齋藤知事となったため、昨年９月の議会において、知事宛ての「赤穂市西有年地区及び福浦地区の産業廃棄物最終処分場の設置に反対する意見書」を改めて議会提案し全会一致で採択しました。

市民周知の産廃処分場反対のぼり

清流千種川から瀬戸内海へ

意見書には、議員全員の署名を付して、昨年１０月４日兵庫県荒木副知事と西播磨県民局長に、正副議長と議員連盟代表が長岡県議会議員同席で手交しました。

荒木副知事は、１８名の全議員が反対署名していることや自然豊かな赤穂市について理解を示され知事へ報告すると対応されました。

これからの取り組みも、赤穂市民の会と連携・協力して行います。

１．管理型産業廃棄物最終処分場が環境へ与える悪影響や反対運動を市民の皆様へ周知していきます

２．赤穂市民の会と共に「住民投票」についても検討していきます！！

市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

産業廃棄物最終処分場建設反対赤穂市民の会・赤穂市議会議員連盟

住所　兵庫県赤穂市加里屋中洲５－４５－２　　電話番号　０９０－４５６０－５４２７

産業廃棄物最終処分場建設は法律や条例で建設阻止ができるものでなく、市民の会や議員連盟と一緒に反対の市民運動継続が大切と主張。

○赤穂市議会の取り組みと懇談を終えて

「赤穂市議会の活動についての考察」

今回、上郡町の産業廃棄物最終処分場建設反対の「住民投票条例の制定を主として視察を計画したのであるが、建設候補地は赤穂市西有年地区あり、その導入路が上郡町地内という事であった。そのため赤穂市議会の反対活動について情報交換をさせていただいた。

赤穂市議会では議会の中に特別委員会を設置しての反対運動には慎重であり、反対の市民の会と連動した議員連盟として活動をしておられた。その間の経緯については「赤穂市議会産業廃棄物建設反対議員連盟の取り組みについて」で述べられたとおりである。

活動の経緯や取り組みについて説明の後、両市の取り組みについての懇談に入ったのであるが、赤穂市議会から鹿児島県の委託型産廃処理施設「鹿児島エコパーク」についての情報を受けました。鹿児島エコパークは公共関与の産業廃棄物最終処分場です。「管理型処分場は，本県における循環型社会の形成や地域産業の振興を図る上で，必要不可欠な施設であり，平成 20 年 9 月に薩摩川内市川永野地区を、公共関与による管理型処分場の整備地に決定し，整備を進め，平成 26 年 12 月に竣工し，平成 27 年 1 月に開業しました。

名称：エコパークかごしま。

所在地：鹿児島県薩摩川内市川永野町 6924 番地 11

事業主体：公益財団法人鹿児島県環境整備公社（外部サイトへリンク）

1. 施設の種類：産業廃棄物管理型最終処分場（被覆型）
2. 廃棄物容量：約 60 万立方メートル
3. 受入廃棄物の種類：燃え殻，汚泥など
4. 主要施設：覆蓋施設，遮水工，浸出水処理施設，浸出水集排水施設，地下水及び湧水集排水施設，管理施設など

5. 廃棄物容量：約 60 万立方メートル

6. 受入廃棄物の種類：燃え殻，汚泥など

7. 主要施設：覆蓋施設，遮水工，浸出水処理施設，浸出水集排水施設，地下水及び湧水集排水施設，管理施設など

と、述べられています。又,安全性については以下の説明です。

「整備地の地質については，あらかじめボーリング調査や十分な現地踏査を行い，その基礎岩盤が，硬質な安山岩塊状部で，100 メートルクラスのダムが構築できるほどの強度があり，管理型処分場の基礎岩盤として，十分な強度を有していると判断しています。遮水構造については，国の基準である 2 重の遮水シートに加え，くぼ地内にコンクリートを充填し，その上に水密アスファルトコンクリートを敷設し，さらに遮水シートの保護材に難透水層であるベントナイト混合土を採用するとともに，自己修復機能や漏水検知システムを付加するなど多重の遮水機能を備えています。また，浸出水は協定等により処分場内で循環利用し，外に出さないこととしています。なお，湧水については，平成 21 年に調査を行い，くぼ地外において日量最大 191.5 立方メートル，くぼ地内において日量最大 465.0 立方メートルを確認していますが，管理型処分場に設置する地下水・湧水集排水管の排水能力は，日量 11,000 立方メートル程度であり，十分安全な能力を有しています。」　としてＨＰ上で公表しています。なおその運営体制についても月ごとの　「環境モニタリング結果」を公表するなどの安全面についても万全を期す体制としています。又事前に以下の協定書を締結して運営体制を確立しています。

協定書名	関連自治体と
・産業廃棄物管理型最終処分場に係る環境保全協定書	財団法人鹿児島健環境整備公社、鹿児島県、川永野自治会、木場茶屋自治会、百時大原野自治会、東太田に自治会
・産業廃棄物管理型最終処分場に係る基本協定書	
・業廃棄物管理型最終処分場に係る環境保全協定書	財団法人鹿児島県環境整備公社、薩摩川内市

管理型の処理施設ではあっても、公共が関与する施設については一考の余地があるのではないかと考えるところです。

しかしこの鹿児島県の事例においては、「鹿児島地裁は 2017 年 3 月 28 日、用地取得費５億円のうち約４億 3,200 万円を違法な支出と認定。「植村組」側への未払金　１億 6,000 万円の支出差し止めと、既出金２億 6,400 万円を土地取得契約締結時の知事である伊藤祐一郎氏に請求するよう県に命じる判決を出した。　県側敗訴の判決で、裁判所が鹿児島県による植村組グループへの利益供与を認めた形。県と建設業界の癒着が、厳しく問われる事態だ」。と報じられてもいる。　またそれに先立つ 2015 年 7 月 28 日付で次のように報じられた。

鹿児島県 100 億円産廃処分場　事実上の経営破綻

2015 年 7 月 28 日　08:00

地元住民らの根強い反対を無視して平成 23 年 10 月に着工したが、工期は1年ｏ遅れ、18 億円に上る追加工事費が発生するなどすったもんだの末、昨年暮れにようやく竣工にこぎ着けていた。ここまでにかかった公費は 100 億円。経営破綻でさらなる税金投入となれば、泣くのは県民。その時、官僚出身の伊藤祐一郎という鹿児島の独裁者は、どう責任をとるのか？･･･と指摘されてもいる。

兵庫県赤穂群上郡町「産廃処分場に係る住民投票条例」について

〇当日の質問事項

1. 住民投票条例の実施に向けた取り組みについて
   (1) 地元住民の投票率向上のために何か取り組んだことは、
   (2) 反対運動の機運を高めるために取り組んだことは
   (3) 上記の取り組みの中で特に効果があると感じられた取り組みは
   (4) 建設を賛成する片野主な賛成理由は

2. 管理型最終処分場の管理体制
   (1) 管理型最終場の信頼度については、
   (2) 計画されている管理体制をどの程度把握されていますか、
   (3) 埋め立て終了後の管理体制についてどの程度把握されていますか

3. 今後の取り組みについて、
   (1) 令和４年７月の住人投票条例実施後の取り組みについて
   (2) 今後課題と感じておみえになることは

〇当日の対応　兵庫県上郡町議会

議　長　木村公男
副議長　立花照弘
議　員　三浦義人　（総務文教常任委員長）
議　員　松本じゅんいち

〇建設反対運動並びに住民投票条例制定への経緯

・ 平成３０年４月：㈱東洋開発工業が県へ事業計画事前協議書を提出
・ 令和元年４月　：県から上郡町へ業計画事前協議書に係る要望等について照会
・ 令和２年 10 月 27 日：直接請求代表者証明書の交付申請
・ 令和２年 10 月 30 日：町長代表者証明書を交付、その旨を告示
・ 令和２年 12 月３日　：条例制定請求代表者から町選挙管理委員会へ署名簿提出
・ 令和２年 12 月 31 日：町選管は署名簿を審査、署名簿の効力について決定
・ 署名総数 7,130、有効署名 6,773、無効署名 357,
・ （条例制定に必要な署名数 256）有権者の 1/50 署名
・ 令和３年１月４日　：署名簿の縦覧を経て有効署名数確定。署名簿を代表者へ返還
・ 令和３年１月８日　：条例制定請求代表者 Y 祖名簿を添えて町長へ請求。町長は受理。その旨を告示。

・ 令和３年１月 19 日 ：令和３年１月臨時会に議案第１号「上郡町産業廃棄物最終処分場建設計画についての住民投票条例に関する条例制定の件」を提案
・ 令和３年１月 20 日 ：条例案**否決**　その旨を告示　**賛成４，反対５**
・ 令和３年７月 18 日 ：町長、町議会議員選挙　投票率 71.12%
・ 令和３年９月*8 日 ：再度「住民投票条例を上程」**可決　賛成８　反対１　投票率が５０%に満たない場合は不成立として開票しない**

以上がこれまでの計画案浮上から住民運動をへて上郡町産業廃棄物最終処分場建設計画についての住民投票条例案可決に至った経緯です。

日本の法体系からの位置づけは左に示した通りです。条例に基づく住民投票制度は個別型と常設型とがあり、いずれも法的拘束力はありません。さらに個別型は有権者の 1/50 署名で条例の制定を求めることができます。

上郡町の事例がこのタイプです。常設型は条例で定めた署名数を集めれば議会の議決抜きで住民投票が実施できます。現在７８の自治体が定めています。個別型では住民のほかに首長、議会も提案できるとされています。

上郡町では、これまでに地元住民の民さんが活発に勉強会なども開催され、静岡県御前崎市の事例などを学ぶ機会を設けられるなど、反対運動の在り方についても熱心に学ばれたと聞いています。

今までの産業廃棄施設建設を等住民投票の事例

今までの産廃施設建設を問う住民投票

	年月日	自治体名	反対・賛成	投票率	結果	備考
1	1997.06.22	岐阜県御嵩町	80.9％　19.1％	87.5％	計画中止	直接請求
2	1997.11.16	宮崎県小林市	59.4％　40.6％	75.9％	施設建設	直接請求
3	1998.02.08	鹿児島県吉永町	98.2％　1.8％	91.7％	計画中止	直接請求
4	1998.06.14	宮城県白石市	94.4％　5.6％	71.0％	計画中止	市長提案
5	1998.08.30	千葉県海上町	98.3％　1.7％	87.3％	計画中止	町長提案
6	2003.10.26	高知県日高村	39.7％　60.3％	79.8％	施設建設	直接請求
7	2017.02.19	石川県輪島市	50％以下未開票	42.0％	施設建設	直接請求
8	2019.12.08	静岡県御前崎市	90.2％　9.8％	60.8％	計画中止	直接請求

出典　国民投票/住民投票情報室

小林市以外は結果が尊重されています。小林市は施設が完成してから投票が実施されたので、タイミングが悪かったとのことです。

○行政主導の広報体制

これまでの経緯からみてもお分かりのように、上郡町は行政主導で反対表明を進めてきています。一度否決された住民投票条例を再上呈して可決しています。6、776 名という圧倒的多数の署名を集めた条例制定への要望がありながら、当初 4 対 5 で否決した議会の在り方などに反発する市民の反感や怒りが、町長選挙・町議会議員選挙に現れたといえます。

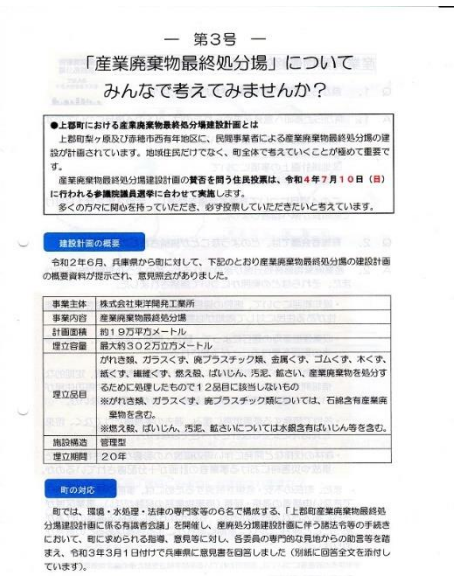

－ 第3号 －

「産業廃棄物最終処分場」について
みんなで考えてみませんか？

●上郡町における産業廃棄物最終処分場建設計画とは

上郡町梨ヶ原及び赤穂市西有年地区に、民間事業者による産業廃棄物最終処分場の建設が計画されています。地域住民だけでなく、町全体で考えていくことが極めて重要です。

産業廃棄物最終処分場建設計画の**賛否を問う住民投票は、令和4年7月10日（日）に行われる参議院議員選挙に合わせて実施**します。

多くの方々に関心を持っていただき、必ず投票していただきたいと考えています。

建設計画の概要

令和2年6月、兵庫県から町に対して、下記のとおり産業廃棄物最終処分場の建設計画の概要資料が提示され、意見照会がありました。

事業主体	株式会社東洋開発工業所
事業内容	産業廃棄物最終処分場
計画面積	約19万平方メートル
埋立容量	最大約302万立方メートル
埋立品目	がれき類、ガラスくず、廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、木くず、紙くず、繊維くず、燃え殻、ばいじん、汚泥、鉱さい、産業廃棄物を処分するために処理したもので12品目に該当しないもの ※がれき類、ガラスくず、廃プラスチック類については、石綿含有産業廃棄物を含む。 ※燃え殻、ばいじん、汚泥、鉱さいについては水銀含有ばいじん等を含む。
施設構造	管理型
埋立期間	20年

町の対応

町では、環境・水処理・法律の専門家等の6名で構成する、「上郡町産業廃棄物最終処分場建設計画に係る有識者会議」を開催し、産廃処分場建設計画に伴う諸法令等の手続きにおいて、町に求められる指導、意見等に対し、各委員の専門的な見地からの助言等を踏まえ、令和3年3月1日付けで兵庫県に意見書を回答しました（別紙に回答全文を添付しています）。

新町長の誕生、議員の入れ替え等もあって再上呈された住民投票条例は１対８で可決された点についても、その間の経緯についての議員の皆さんの言葉からもひしひしと伝わってきました。　その広報体制の一つが住民に配られる「**産業廃棄物最終処分場」についてみんなで考えてみませんか**」です。丁寧な対応で分かりやすく解説しています。

上郡町では、住民投票学習会に、静岡県御前崎市議会議員「阿形　昭」氏を招聘されるなどこれまでの事例などを学ぶ機会を設けられるなど、反対運動の在り方についても熱心に学ばれたと聞いています。

その広報誌の内容をご紹介しておきます。

・第１号

住民投票条例の解説　条例制定日（Ｒ３.9.10）から１年以内に実施する等

廃棄物雄種類及びその処分方法について

現在西有年地区に計画されている「管理型最終処分場」解説と必要な手続き

用語解説

・第２号

住民投票を夏の参議院議員選挙と同時に実施すことの予告

産業廃棄物最終処分場設置許可の手続きについてノキア説

産業廃棄物最終処分場についてのＱ＆Ａ

・第３号

住民投票実施日を令和４年７月 10 日「実施する

建設計画の概要と町の対応

産業廃棄物最終処分場についてのＱ＆Ａ

産業廃棄物最終処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例に係事業計画事前協議書についての回答。（町から県の照会に対す回答）

ケーブルテレビでのこの問題に対する放映の案内

○住民投票の実施とその広報体制

このような中での住民投票は令和４年７月 10 日実施されましたが、その広報体制を見てみます。

産業廃棄物最終処分場の設置に関する
住民投票について

この住民投票は、上郡町梨ヶ原及び赤穂市西有年地区に計画されている産業廃棄物最終処分場の設置について、住民の皆さんの賛否を確認するものです。

投票日 令和4年7月10日(日) 午前7時～午後8時

住民投票は、6月22日に告示し、参議院議員選挙と同じ7月10日に投票・開票を行います。

投票できる人

日本国籍を有し、平成16年7月11日以前に生まれた方で、令和4年3月21日以前に上郡町の住民基本台帳に登録され、引き続き3か月以上住所があり、投票資格者名簿に登録されている方です。

■町外へ転出された方は投票できません。
■上記にかかわらず、公職選挙法第11条等の規定で選挙権を有しない方は、投票できません。

投票の方法

①産業廃棄物最終処分場の建設について、あなたが望む選択肢の上の欄に「○」をつけてください。
②「○」のほかは何も書かないでください。「×」などをつけると無効となります。
③期日前投票、指定病院・施設（承認のあった病院・施設のみ）での不在者投票、郵便による不在者投票もできます。

○期日前投票のお知らせ

投票日に、仕事や旅行などの理由で投票所へ行けない方は、期日前投票をご利用ください。

◆期　間　6月23日（木）～7月9日（土）　午前8時30分～午後8時
◆場　所　上郡町役場1階　101 会議室

・投票日
・投票できる人、投票方法
・期日前投票
・これまでの経過と産業廃棄物最終処分場計の概要、投票運動について
・住民投票についてのＱ＆Ａ

尚、差し込みにて公職選挙法に基づく「やってはいけない政治運動・選挙運動」を配布細かな配慮で住民投票に備えた内容となっています。

このような広報体制を組みしっかりと町の方針を表明して住民投票に向かっています。これまで報道でも伝えられているように紆余曲折を経て反対の住民投票条例を制定し、令和３年の参議院選挙に合わせて実施された中で、建設賛成 1,711 票（有効投票の２１％）、反対 6,515 票（有効投票の 79％）が表明されました。投票率は 68.5％でした。

○考　察

先に見てきた赤穂市議会の取り組みとは違う、行政政主導といってもよい反対運動です。あくまでも行政の公平性にこだわり、先頭に立っての反対運動については慎重な姿勢の赤穂市と赤穂市議会の対応は、思慮ある対応とも受け止められますが、赤穂市は今回の西有年地区の産業廃棄物最終処分場建設計画のほかに、先行して瀬戸内海沿海部の福浦地区の石切場跡地に、産業廃棄物最終処分場建設計画があるという特殊性があるため、両方の建設に反対する立場からの対応と考えれば無理からぬ事なのかなと捉えました。慎重姿勢での反対運動と見えますが、のぼり旗の設置や活発な住民運動の現状をお聞きしてきたところです。

上郡町では、処分場本体ではなく導入路部分が対象となっており、過疎に悩む一部地区にはそれなりの地域活性化への願望も強く、町全体への反対へとつながらなかったという事情があって、一枚岩の反対運動に結びつかなかったと聞いてきました。そんな中だからなおさら、住民の方々の活動は活発になっていったのではないかと思います。

その原因の一つが、住民の意思に反して煮え切らない投票行動で住民投票条例を否決してしまった議会の対応、住民投票条例に法的根拠はないと言い切った町長の政治姿勢等ではなかったのかとも思います。その後の町長選挙・議会議員選挙の結果がそういった不満のはけ口となったようです。

とにかくネット上に挙げられた反対運動の記事などには、大変情熱あふれた反対運動が見受けられます。運動の輪も赤穂市、上郡町だけにとらわれず、隣県の岡山県にも広げ「播磨自然高原自治会」という活動は、岡山県備前市広域連携自治会とも一緒に反対運動や勉強会の輪を広げています。

上郡町でも赤穂市でも言われました、反対運動には住民運動は不可欠であると。法律も条令を持ってしても産業廃棄物最終処分場の反対はできない中では住民野石を伝える不可欠な要素だと。

もう一度上郡町での学習会の資料を見てみます。

上郡町住民投票　学習会④2021/10/9　御前崎市議会議員　阿形　昭氏の報告

9月9日に可決された上郡町住民投票条例の第12条です。「町議会及び町長は住民投票の結果を尊重しなければならない」住民投票は、最高の民意。結果を尊重しなければならないのです。今まで産廃施設建設の賛否を問う住民投票が、全国で8回行われています。8回目は、御前崎市です。

今までの産廃施設建設を問う住民投票

	年月日	自治体名	反対・賛成	投票率	結果	備考
1	1997.06.22	岐阜県御嵩町	80.9 %　19.1 %	87.5 %	計画中止	直接請求
2	1997.11.16	宮崎県小林市	59.4 %　40.6 %	75.9 %	施設建設	直接請求
3	1998.02.08	岡山県吉永町	98.2 %　1.8 %	91.7 %	計画中止	直接請求
4	1998.06.14	宮城県白石市	94.4 %　5.6 %	71.0 %	計画中止	市長提案
5	1998.08.30	千葉県海上町	98.3 %　1.7 %	87.3 %	計画中止	町長提案
6	2003.10.26	高知県日高村	39.7 %　60.3 %	79.8 %	施設建設	直接請求
7	2017.02.19	石川県輪島市	50 %以下未開票	42.0 %	施設建設	直接請求
8	2019. 12. 08	静岡県御前崎市	90.2 %　9.8 %	60.8 %	計画中止	直接請求

出典　国民投票/住民投票情報室

宮崎県小林市以外は、結果が尊重されています。小林市は、ほぼ施設が完成してから投票が実施されたので、タイミングが悪かったのが原因です。岡山県吉永町と宮城県白石市の住民投票について紹介します。

岡山県と宮城県では、**計画中止に**

９８年２月、住民投票を実施した岡山県吉永町では、反対票が 98.2 %を占めた。吉永町の北川町長は、「処分場建設は、容認できない」と知事に意見書を提出した。これを受け岡山県の石井知事は「住民投票の結果を踏まえた意見書として尊重した」として、産業廃棄物処分場の**申請を許可しなかった。**

その４カ月後に、宮城県白石市で産廃処分場建設をめぐって住民投票が、おこなわれた。ここでも反対票が、94.4 %と圧倒的な多数となった。宮城県の浅野知事は「反対票が圧倒的多数を占める開票結果となったことを重く受け止めたい」と語り、**処分場建設を認めなかった。**

岡山県知事も宮城県知事も開発許可申請者の産廃業者から行政不服審査や訴訟を起こされ、矢面に立たされたが、市や町の盾になって市や町と共同行動をとった。

出典　「翻われて　産廃の闇，自治の光」　柳川喜郎（元御嵩町長）著　岩波書店

町長・市長・県知事は、住民投票の結果を重く受け止め、処分場の建設を認めませんでした。住民投票は、最高の民意。住民投票の結果を無視するわけには いきません。

この 2 枚の資料は、上郡町住民投票学習会（2021/10/9）時に、講師の御前崎市議会議員：阿形 昭氏の講演内容です。報告書にあるとおり宮崎県小林市以外では住民投票の結果が尊重されています。二枚目の囲みにあるように、岡山県吉永町では反対票が 98.2%ととなり、町から反対の意見書を提出された岡山県知事は産業廃棄物処分場の申請を許可しなかった。又、宮城県白石市では反対票が 94.4%と圧倒的多数となり、宮城県の浅野知事は同じく処分場建設を認めなかった。宮城県の事例では申請業者から「行政不服審査」や「訴訟」を起こされたが、県知事は市や町の盾になって戦ってきたとあります。町長、市長、県知事は住民投票の結果を重く受け止めた結果です。住民投票は**最高**の民意なのです。こうした学習会を回数を重ねて実施したことは、住民自らの活動が大きなうねりとなって反対運動を盛り上げてきたという結果となっています。産業廃棄物最終処分場の設置許可権者は県知事です。上郡町長が「**住民投票条例に法的根拠はない」と言った発言はそのとおりですが、学習会でふれられた様に住民投票の結果は最高の民意、という点は誰にも揺るがせにできない現実です。そうした基本的な学習も粘り強く展開していかねばならないと受け止めてきました。**

次に鹿児島県の設置した「エコパークかごしま」についてです。赤穂市の段で説明していますが、公社を設立してその運営管理するという点では、廃棄物処分が終了した以降の管理運営体制に県の関与を上乗せするという点で、住民に対して大きな安心感を与えるものと捉えました。そして事前の候補地選定にしても万全を期したボーリング調査等を実施して決定。又その計画地地盤についても安心できるものだというような説明。加えて何よりも事前に関係自治体や地元自治会との間で、基本協定書、環境保全協定書を締結しての計画推進は非常に興味を引かれたところです。しかしながらそのスキャンダルにまみれた建設事業が暴かれるに至っては、こうした事業に特有の利権構造から脱し切れないのかと、かえって不信感も広まったような結果となりました。建設後の運営にも赤字体質の報道を読めば、調査をするにしても万全の体制で進めねば気を引き締めたところです。
もう一つの先進事例として捉えた、「茨城県日立市に県が主導した産業廃棄物最終処分場」の問題ですが、これも建設途上では反対運動が起きていたことがネット上で散見されました。法令や条例では設置反対は出来ない施設である事、どこかには必ず設置が必要になる施設であること。こうした命題に向かってどんな反対運動が出来るのかは、私たち高山市民にとっても大きな課題です。特に日本一広い市域を持つ高山市であり、大きく 4 つに分かれる流域を持つ高山市では、1 市 2 町 7 村で合併したことも考慮すると。地域間、市民間の意思の統一がどこまで図れるかという点についても課題が残ります。